# 税制改正に伴う外形標準課税の改正について

税制改正に伴い、**資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人**に導入されている外形標準 課税について、以下のとおり改正されました。

## 1 外形標準課税法人の税率の改正(法人事業税・特別法人事業税)

**令和4年4月1日以後に開始する事業年度**より、外形標準課税対象法人について、法人事業税所得割に係る軽減税率が廃止され、標準税率を1%とすることとされました。

また、令和4年のガス導管部門の法的分離を契機に、ガス供給業に係る収入金額課税が見直され、特定ガス供給業へ付加価値割及び資本割が組み入れられるとともに、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものについては所得等課税事業に移行するなど、以下のとおり課税方式が変更されました。

## (1) 法人事業税

			平成28年4月1日以後に 開始する事業年度		令和2年4月1日以後に 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に 開始する事業年度	
所得等課税事業	所得割額	軽減税率不適用法人の所 得		0.70%	1.00%	1.00%	1.00%
		軽減税	年400万以下の 所得	0.30%	0.40%	0.40%	_
			年400万超~800万 以下の所得	0.50%	0.70%	0.70%	
			年800万超の所得	0.70%	1.00%	1.00%	
	付加価値割額			1.20%	1.20%	1.20%	1.20%
	資本割額			0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
収入金額課税事業 (送配電事業、 ガス供給業※、 保険業 等)	収入割額			0.90%	1.00%	1.00%	1.00%
収入金額等課税事業 (小売電気事業等、 発電事業等又は 特定卸供給事業)	付加価値割額			_	_	0.37%	0.37%
	資本割額			_	_	0.15%	0.15%
	収入割額			0.90%	1.00%	0.75%	0.75%
特定ガス供給業	付加価値割額						0.77%
	資本割額						0.32%
	収入割額		0.90%	1.00%	1.00%	0.48%	

<sup>※</sup>令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス供給業のうち導管ガス供給業のみが対象

#### (2) 地方法人特別税・特別法人事業税

	地方法人特別税	特別法人事業税		
所得等の区分<課税標準>	平成28年4月1日以後に 開始する事業年度		令和2年4月1日以後に 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に 開始する事業年度
所得金課税事業 <法人事業税所得割額>	414.2%	260%		
収入金額課税事業(送配電事業、ガス供給業※、保険業 等) <法人事業税収入割額>	43.2%	30%		
収入金額等課税事業 (小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業) <法人事業税収入割額>	43.2%	30%	40%	
特定ガス供給業 <法人事業税収入割額>	43.2%	30% 62.5%		62.5%

## 2 大法人の電子申告義務化

外形法人等の大法人が行う法人県民税及び法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。

対象法人	(1)事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (2)相互会社、投資法人、特定目的会社
適用日	令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度分から適用
対象書類	確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの 申告書に添付すべきものとされている書類

電子申告義務化対象となる法人が書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。 また、義務化の対象となる申告書を紙で提出した場合は、県税事務所で受付を行った場合であっても当該申告書は無効となりますのでご注意ください。

## 3 付加価値割における賃上げ促進税制の導入(経過措置)

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の要件を満たす場合には、法人事業税付加価値割の算定において控除対象雇用者給与等支給増加額を控除することができます。

## (1) 要件

(注)事業年度終了時に資本金の額又は出資金の額が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人については、上記の要件に加えて、従業員への還元や、取引先への配慮を行うことを宣言していること(マルチステークホルダー方針の公表)を要件とします。なお、申告書にマルチステークホルダー方針を公表していることについて経済産業大臣に届け出た旨を証する書類の写しの添付が必要となります。

以上の計算及び下記(2)の控除対象雇用者給与等支給増加額については、法人税の賃上げ促進税制の計算の例によります。

#### (2) 控除額

控除対象雇用者給与等支給増加額(労働者派遣を行っている場合は、調整後の額) が控除額となります。

既存の雇用安定控除の適用を受ける場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用 安定控除調整率(※1)を乗じた金額が控除額となります。

(※1) 雇用安定控除調整率=(報酬給与額-雇用安定控除額)/報酬給与額

## (3) 留意事項

・非課税事業若しくは収入金額課税事業、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の場合は、雇用者給与等支給額のうち所得等課税事業に係る額、収入金額等課税事業に係る額又は特定ガス供給業に係る額

の割合によって、控除対象雇用者給与等支給増加額を按分して控除額を計算します。ただし、この場合に、雇用者給与等支給額の区分計算が困難であるときは、従業者数按分によって所得等課税事業に係る額、収入金額等課税事業に係る額又は特定ガス供給業に係る額を算出して、控除額の計算を行います。

## 4 付加価値割における人材確保等促進税制の導入(経過措置)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の要件を満たす場合には、法人事業税付加価値割の算定において控除対象新規雇用者給与等支給額を控除することができます。

## (1) 要件

新規雇用者給与等支給額-新規雇用者比較給与等支給額 新規雇用者比較給与等支給額 ≥ 2 %

以上の計算及び下記(2)の控除対象新規雇用者給与等支給額については、法人税の人材確保 等促進税制の計算の例によります。

#### (2) 控除額

控除対象新規雇用者給与等支給額(労働者派遣を行っている場合は、調整後の額) が控除額となります。

既存の雇用安定控除の適用を受ける場合は、控除対象新規雇用者給与等支給額に雇用 安定控除調整率(※1)を乗じた金額が控除額となります。

(※1) 雇用安定控除調整率=(報酬給与額-雇用安定控除額)/報酬給与額

#### (3) 留意事項

- ・非課税事業若しくは収入金額課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の場合は、雇用者給与等支給額のうち所得等課税事業に係る額又は収入金額等課税事業に係る額の割合によって、控除対象新規雇用者給与等支給額を按分して控除額を計算します。ただし、この場合に、雇用者給与等支給額の区分計算が困難であるときは、従業者数按分によって所得等課税事業に係る額と収入金額等課税事業に係る額を算出して、控除額の計算を行います。
- ・改正前制度においては、連結法人については一部適用要件をグループ全体で判定する こともできるとなっていましたが、改正後の制度では連結法人であっても地方税におい て適用要件は各法人単体で判定します。

#### 5 付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制の導入(経過措置)

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の①~③の要件を全て満たす場合には、法人事業税付加価値割の算定において給与等の増加額を控除することができます。

### (1) 要件

- ① 雇用者給与等支給額>比較雇用者給与等支給額(前事業年度)
- ② <u>(継続雇用者給与等支給額 –継続雇用者比較給与等支給額)</u> ≥3% 継続雇用者比較給与等支給額
- ③ 国内設備投資額 ≧ 当期償却費総額 × 90% 令和2年4月1日以降に開始する事業年度については、以下のとおりとなります。 国内設備投資額 ≧ 当期償却費総額 × 95%

以上の①~③の計算については、法人税の賃上げ及び投資の促進に係る税制の計算の例によります。

## (2) 控除額

給与等の増加額(雇用者給与等支給額-比較雇用者給与等支給額)(労働者派遣を行っている場合は、調整後の額)が控除額となります。

既存の雇用安定控除の適用を受ける場合は、給与等の増加額に雇用安定控除調整率(※1) を乗じた金額が控除額となります。

(※1) 雇用安定控除調整率=(収益配分額-雇用安定控除額)/収益配分額

## (3) 留意事項

・非課税事業若しくは収入金額課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の場合は、雇用者給与等支給額のうち所得等課税事業に係る額又は収入金額等課税事業に係る額の割合によって、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額を按分して控除額を計算します。ただし、この場合に、雇用者給与等支給額の区分計算が困難であるときは、従業者数按分によって所得等課税事業に係る額と収入金額等課税事業に係る額を算出して、控除額の計算を行います。

### 6 付加価値割における所得拡大促進税制の導入(経過措置)

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、以下の①~③の要件を全て満たす場合には、雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準額から控除することができます。

#### (1) 要件

① 雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額-基準雇用者給与等支給額)の基準雇用 者給与等支給額に対する割合が次に掲げる割合以上であること。

事業年度	割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	3%以上
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	4%以上
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	5%以上

- ② 雇用者給与等支給額 ≧ 比較雇用者給与等支給額(前事業年度)
- ③ 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額 (前事業年度)

③の要件について、平成29年4月1日以降に開始する事業年度は以下のとおりとなります。 比較平均給与等 = 平均給与等支給額-比較平均給与等支給額(前事業年度) ≥ 2% 増加割合(%) と較平均給与等支給額

以上の①~③の計算については、法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。

## (2) 控除額

雇用者給与等支給増加額(労働者派遣を行っている場合は、調整後の額)が控除額となります。

既存の雇用安定控除の適用を受ける場合は、雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除調整率(※1)を乗じた金額が控除額となります。

(※1) 雇用安定控除調整率=(収益配分額-雇用安定控除額)/収益配分額

### (3) 留意事項

非課税事業、収入金額課税事業を併せて行う法人の場合は、雇用者給与等支給額を外 形標準課税対象事業に係る額とそれ以外の事業に係る額に区分し、その割合によって雇 用者給与等支給増加額を按分して控除額を計算します。

ただし、この場合に、雇用者給与等支給額の区分計算が困難であるときは、従業者数 按分によって外形標準課税対象事業に係る雇用者給与等支給額を算出して、控除額の計 算を行います。

# 7 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置(経過措置)

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の①及び②の要件を満たす場合には、法人事業税額から一定額を控除します。

- (1) 要件
- ① 調整後付加価値額(※1) < 40億円
  - (※1) 調整後付加価値額=付加価値額×12÷事業年度の月数(1月に満たない場合は1月とする。)
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の場合
  - (イ) 当該事業年度の税率を適用した事業税額(※2) > (ロ) 平成27年3月31日現在の税率 を適用した事業税額

#### 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の場合

- (イ) 当該事業年度の税率を適用した事業税額(※2) > (ロ) 平成28年3月31日現在の税率 を適用した事業税額
- (※2) 当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

#### (2) 控除額

調整後付加価値額	控除額		
30億円以下	((イ)-(ロ)) × (ハ) 一定割合		
30億円超40億円未満	((イ)ー(ロ))×(40億円-調整後付加価値額)÷10億円×(ハ)		

# (ハ) 一定割合

事業年度	割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	1/2
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	3/4
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	1/2
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度	1/4

【連絡先】総務部 税務課 外形標準課税調査係

TEL 092-643-3081

FAX 092-643-3069